

## 令和7年度第1回堺市地域介護サービス運営協議会議事要旨

案件1 副会長の選出について

案件2 地域密着型サービス事業所等の指定状況について

### ■事務局から資料2、参考資料1、参考資料2について説明

堀江委員：指定事業所数に関して、介護保険事業計画通りに進んでいるか。進んでいない場合は、どのように取組を進めていく予定か。

事務局：定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護については、日常生活圏域を単位とした整備計画があり、未整備の圏域について公募を行っているが、応募が無い状況。今後、公募を実施する際には、メールでの周知や施設運営法人との定例会議等の中で周知するなど、事業者からの応募につながるように努めていきたいと考えている。

堀江委員：既に周知に取り組んでいるのか。

事務局：第9期計画期間である令和6年度以降、複数回公募を実施しており、メールでの周知に努めている。引き続き機会を捉えて周知していきたいと考えている。

武田会長：難しい面もあるが、周知等しながら進めていただきたい。

案件3 令和6年度地域包括支援センター事業報告について

### ■事務局から資料3、資料3-1、参考資料3、参考資料4について説明

小名委員：8か所のセンターが単年度赤字との報告があったが、赤字と黒字の違いなど行政として要因分析していることはあるか。

事務局：地域包括支援センターの運営費は人件費が大部分を占めており、その部分が収支に影響を与えると考えている。また、運営委託料以外では介護予防支援業務のプラン料収入があり、その影響も受けているものと考えている。

小名委員：やはり全ての地域包括支援センターが黒字で安定的に運営されている状態が望ましいと思うので、今後ともお願ひしたい。

浪花委員：資料の報告内容からは少しづれるが、今年の夏、すべての地域包括支援センターを訪問した医師会の関係者から、センターの場所が分かりにくかったという話を聞いた。住宅地にあるセンターもあり、どこに行ったらいいか分からず迷ったという話だった。堺市としても、地域相談窓口の設置等について検討している中で、一般の市民の方が分からぬような場所であってはいけない。仮に分かりにくい場所にあるとしても、大きな通りに堺市が共通の看板か何かを作って、地域包括支援センターの場所を分かりやすく示す必要があると思う。

事務局：委員のご意見のとおり、場所が分かりにくいというようなお声は他でもいただいているこ

とから、来年度実施する運営法人の公募とあわせて、市民の皆さまがアクセスしやすくなるよう考えていきたい。

**岡本(淳)委員:** 資料には虐待の通報を受理した件数が載っているが、虐待とはどのようなものなのか。潜在的な虐待もあるのか。

**事務局:** 虐待の種類としては、身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待がある。虐待が分かった時点で、関係機関から通報をいただいているが、例えば、家庭内で起きている虐待に関しては、すべて通告が上がってきているとは言い切れない部分もある。そういったことからも、各関係機関と連携しなるべく早い段階で相談をいただき、対応できるように取り組んでいるところである。

**岡本(淳)委員:** 例えば、民生委員など地域の様々な関係者で訪問して虐待を発見するなど、色々な活動をすることが必要だと思う。

**事務局:** 委員のご意見のとおり、民生委員や地域の方々から、日々の活動の中で虐待まで至っていないでも早期に介入した方が良いような方や気になるサインがある方に気付いた時は、地域包括支援センターにご連絡をいただき、できる限り早い段階で支援に入るよう正在してい。今後も引き続き、様々な課題を抱えている方について、地域包括支援センターや関係機関と連携しながら、支援をしていきたい。

**岡本(淳)委員:** 少しでも異変を感じた時は、地域包括支援センターに連絡すれば良いのか。

**事務局:** 虐待かどうか分からなくても、気になった段階でご相談いただければと思う。今もそういったかたちで地域から相談を受けており、関係機関と連携して対応している。

**宮奥委員:** 現在、地域ケア会議や認知症の地域支援ケア向上事業に出席しており、内容はよく存じ上げており、また、私は薬局で働いているので、カンファレンスの招待を受けることもあるが、ケアマネジャーや処方元のドクター、患者さんから声かけされることが多い。この事業報告書の中の「相談形態」のところに記載されているようなカンファレンスとの関係性や、地域包括支援センターが関わるようなカンファレンスにどのようにつながっているのか、といった点について事例があれば教えてほしい。

**事務局:** 短期間で解決したほうが良いと判断されるような個別のケースについては、薬剤師、医療機関、ケアマネジャー、介護サービス事業者等の関係者が集まり、地域ケア会議を開催している。

**宮奥委員:** 個人から受けた個別の相談については、どのようにカンファレンスや地域ケア会議につながっていくのか。

**事務局:** 個別の相談についても、内容によっては多機関を巻き込んで対応した方が良いものもあることから、相談の内容や状況に応じてカンファレンスや地域ケア会議につなげている。

**宮奥委員:** 具体的に実行していただいているということで理解した。

**武田会長**：身近なところで相談を聞いた方をその後どのように支援につないでいくのか、ということだと思うので、状況に応じてしっかり対応していってほしい。

**根来委員**：先ほどの虐待の話に戻ってしまうが、地域包括支援センターは権利擁護の啓発にも力を入れて取り組んでくれており、ケアマネジャーが、継続的に関わっている利用者について、気づきの視点をもつことができるよう、ケアマネジャーに対する研修もしていただいている。事業報告書に消費者被害に関する数字があるが、自分自身消費者被害について話を聞く機会も多く、啓発もしていかなければならないと思っている。資料中では中第3地域包括支援センターの680件という数字が個人的に気になった。他に比べて圧倒的に件数が多いが、何か特別な事情等があったのか。

**事務局**：この数字は、消費者被害とその他の件数の合計となっている。消費者被害に関する件数を見ると、他の地域包括支援センターと同程度の件数となっており、中第3圏域だけが突出して消費者被害が多いということではない。権利擁護のその他に関する件数が多くなっていることで、全体の件数が大きくなっている。

**根来委員**：消費者被害については、啓発の必要性を感じている。

もう一点、資料3-1の見方について、委託料が予算を下回っている原因は何か。委託内容の変更といったような要因があるのか。

**事務局**：委託料については人件費が大部分を占めており、堺市では仕様書上のルールで、履行期間中に欠員が生じた場合は、不在期間の人件費に相当する委託料を減額している。その減額分が決算額に影響しているものと認識している。

**西尾委員**：資料3-1の介護報酬に関する部分で、予算と決算の数字にかなりの乖離があることについて理由が知りたい。堺市全体の要支援者のケアマネジメント業務について、地域包括支援センターがケアプランセンターに委託をしているケースが多いとは思うが、今後、要支援認定者数が増加していく中でどう対応していくのかということについて、長期的な展望などを教えてほしい。

**事務局**：介護予防支援事業については、令和6年度から指定を開始しており、堺市においても指定を受ける介護予防支援事業所は徐々に増加しているところ。今後、指定の事業所が増加していくけば、ゆくゆくは直接プランをもつ事業所も増えていくものと思われるが、まだしばらくは、地域包括がプランを委託するという仕組みが続くのではないかというふうに見ていく。

**西尾委員**：急に変わるのはなかなか難しいとは思うが、堺市は要支援認定者数が多いという特徴もある。地域包括支援センターの業務はケアマネジメント業務だけではないので、マンパワーの配分についても長期的な視点で考えてもらいたい。

**武田会長**：重要な提案だと思うので、ぜひ検討いただきたい。

#### 案件4 地域包括支援センター運営体制検討部会の報告について

##### ■事務局から資料4、資料4-1について説明

**武田会長**：事務局から検討部会での議論の内容について説明があったとおり、検討部会で議論を進める中で、地域の現状や課題として地域から孤立していたり、支援拒否のある高齢者と接点を持つことが困難であることや地域福祉の担い手の高齢化等によって地域の見守り力が低下しているといった課題が共有された。

こうした課題に対応するために、アウトリーチを推進していく必要があるという議論にもなった。アウトリーチの推進にあたっては、日常生活圏域をさらに分割し、地域包括支援センターを増設する方法。相談支援拠点を設置する方法。そして、センター職員を増員する方法の3つの方法それぞれについて、メリット、デメリットを整理しながら議論を行ってきた。検討の結果が、地域包括支援センターのアウトリーチ機能を強化するための手法として、相談支援拠点の設置が望ましいという結論に至った。

また、支援体制については、現行の21の日常生活圏域及び基幹型包括支援センターと地域包括支援センターの役割分担による高齢者の支援体制を維持すること、その他研修の拡充、マニュアルの改正、ICTの導入など、地域包括支援センターの業務の質の確保、業務負担の軽減に向けた取組を推進することが必要であるという結論に至った。この内容に関して、この場で皆さまから承認を得たうえで、当協議会としての正式な結論としたいと考えている。本件について、何かお気づきの点やご質問、ご意見があれば伺いたい。

**山本委員**：結論としては、この中では案2になるかと思うが、これまでの機能強化や今後の体制強化のことを考えると、やはり、マンパワーが必要になってくると思う。資料には、相談支援拠点に求められる機能として、3職種に限らず現場経験のある職員、相談援助ができる人材の配置、複数の職員を配置する必要がある、といった記載があるが、例えば今の3職種という条件を取り扱って3職種以外の職員も配置できることとするのか、それとも、3職種という条件は維持してプラスアルファで3職種以外の職員を配置するのか、といった部分について教えてほしい。

**事務局**：配置職員の資格要件については、基本的には3職種を配置していただきたいと思っているが、3職種以外の資格を有する方でも可能とするかは検討しているところ。

**西尾委員**：「アウトリーチ機能」が議論の中で重要なキーワードとなっているかと思うが、アウトリーチ機能という言葉の意味について、もう少し具体的に説明してほしい。

**事務局**：アウトリーチ機能については、地域に積極的に出向いて顔の見える関係を築き、地域のネットワークを構築するような活動や、潜在的な支援ニーズを抱えている方に支援を届けるような活動も想定している。

**西尾委員**：潜在的なニーズを確認しながら、そういった方々を支援につなげていくという機能、ということで理解した。

**浪花委員**：増員は絶対だと思う。地域包括支援センターは今の人数でもいっぱいといはざりと聞いている。アウトリーチ機能を強化するには、やはり職員の人数を増やすことを考えなければならないと思うが、堺市でその予算をつけてもらえるのか。また、地域包括支援センターを運営している法人において、人員を相談支援拠点に割くことができるのか、というところが大きな問題だと思う。

**事務局**：相談支援拠点を新たに設置するとなれば、その分は増員が必要と考えている。現在、来年度の公募に向けて予算要求中で、財政部局と協議を重ねて予算が認められれば、令和9年度から相談支援拠点を設置していきたいと考えている。

**武田会長**：他に意見が無いようであれば、この内容を本協議会の正式な意見とさせていただいてよろしいか。

**各委員**：異議なし

**武田会長**：それでは、この内容を地域包括支援センターの機能強化に関する協議会の正式な意見として市にお伝えすることとする。

**事務局**：いただいたご意見を踏まえ、令和8年度予算要求に向け地域包括支援センターの機能強化について検討していく。

**案件5 地域包括支援センター選定部会の設置について**

■**事務局から資料5、資料5-1について説明**

**武田会長**：案件5について、ご不明な点やご意見はないか

**各委員**：（意見なし）

**武田会長**：本件に関し、特にご意見がないようなので、地域包括支援センター選定部会の構成員について、事務局案のとおり進める方向でよいか。

**各委員**：異議なし

**武田会長**：それではこの7名で今後公募に関する事務及び選定に関する事務を進めていくこととする。構成員委員の皆さん、どうぞよろしくお願い申し上げます。